
令和 7 年度
第 2 回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和7年度第2回千歳市農業委員会議事録

日 時 令和7年5月30日(金) 13時28分開会
14時01分閉会
開催場所 千歳市役所第2庁舎 2階 会議室5・6

1 出欠状況 (出席委員17名、欠席委員3名)

1番	平 沖 道 徳	出 席	
2番	今 務	出 席	
3番	三 溝 健 雄	出 席	
4番	平 岡 日 出 男	出 席	
5番	高 橋 正	出 席	
6番	今 鉄 雅	出 席	
7番	宮 澤 徳 夫	欠 席	
8番	山 形 繁 雄	出 席	議事録署名委員
9番	鈴 木 弘 樹	出 席	議事録署名委員
10番	川 端 智 之	欠 席	
11番	佐 々 木 雅 宏	出 席	
12番	片 桐 好 英	出 席	
13番	平 井 久	出 席	
14番	藤 田 勝 久	出 席	
15番	清 水 利 一	出 席	
16番	樋 口 司	出 席	
17番	黒 澤 讓 治	出 席	
18番	中 村 由 美 子	出 席	
19番	工 藤 信 二	欠 席	
20番	長 島 信 行	出 席	

2 事務局職員出席状況

事務局長	松 原 崇 人
管理課長	上 田 創 一
企画振興係長	目 黒 めぐみ
農地係長	小 野 美 幸
農地係主任	田 中 秀 尚
農地係主任	松 川 裕

3 議事日程

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会長挨拶
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 報告の部
 - 報告第 1 号 専決処分の報告について(農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知)
 - 報告第 2 号 専決処分の報告について(現況証明願)
- 日程第 6 協議の部
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 令和 7 年度第 1 号農用地利用集積等促進計画の意見について
 - 議案第 3 号 千歳農業振興地域整備計画変更(案)の公告について
 - 議案第 4 号 現況証明願について
 - 議案第 5 号 「令和 6 年度推進委員等の目標に対する点検・評価(案)」に対する意見について
 - 議案第 6 号 「令和 6 年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価(案)」について
- 日程第 7 その他

議 事 次 第

< 日程第 1 開会宣言 >

事 務 局 長 ただいまから、令和 7 年度第 2 回農業委員会総会を開会いたします。本日、7 番、10 番、19 番は欠席する旨、届出がありました。
よって、委員 20 名中、17 名が出席しており、会議は成立いたしました。会議の開催に当たり、会長からご挨拶があります。

< 日程第 2 会長挨拶 >

会 長 皆様、お忙しい中ご苦労様です。
本日もよろしくお願いいたします。
それでは、ただいまから会議を始めます。(13 : 28)

< 日程第 3 議事録署名委員の指定 >

議 長 日程第 3、議事録署名委員を指名いたします。
千歳市農業委員会会議規則第 13 条に規定する議事録署名委員には、8 番、9 番を指名いたします。

< 日程第 4 諸般の報告 >

議 長 日程第 4、諸般の報告を行います。
事務局より説明願います。

事 務 局 令和 7 年度第 1 回総会以降の諸般の事項につきましては、お手元に配布しております資料のとおりであります。
事務局からは、以上です。

< 日程第 5 報告の部 >

【報告第 1 号 専決処分の報告について（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）

- 議 長 次に日程第 5、報告の部に入ります。（13：29）
初めに報告第 1 号を議題といたします。事務局より説明願います。
- 事 務 局 報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 1 ページをお開きください。
農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 3 件で、土地の所在等は、議案書 1 ページのとおりです。
整理番号 3、4 につきましては、借主の変更のため解約する案件であります。後ほど議案第 1 号において、農地法第 3 条に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。
次に、整理番号 5 につきましては、借主の変更のため、農地の一部を解約する案件であります。後ほど議案第 4 号において、農用地利用集積等促進計画の決定に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

- 議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)

- 議 長 質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済といたします。
-

【報告第 2 号 専決処分の報告について（現況証明願）】

- 議 長 次に報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。
- 事 務 局 報告第 2 号について、ご説明申し上げます。

事	務	局	議案第 1 号について、ご説明申し上げます。 議案書 3 ページをお開きください。 農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。今月の農地法第 3 条の許可申請は、所有権移転が 2 件、賃貸借権設定が 2 件です。 当日配布資料の 3 ページから 6 ページに、議案第 1 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。 整理番号 2 は、〇〇市の さんが所有する農地を、 さんが譲り受ける所有権移転案件です。 整理番号 3 は、所有農地全てを親族に贈与する所有権移転案件です。 次に、議案書 4 ページをご覧ください。 整理番号 4 は、報告第 1 号整理番号 3 で解約された農地について、借主を変更した上で、再度賃貸借を行う案件です。 整理番号 5 は、報告第 1 号整理番号 4 で解約された農地について、借主を変更した上で、再度賃貸借を行う案件です。 調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 以上、整理番号 2 から 5 までについてご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。 事務局からは以上であります。
議	長		これより質疑を行います。
1	番		整理番号 3 の さんに贈与する件で、 さんには子供がいるにも関わらず、子供ではなく甥に贈与する理由はありますか。
事	務	局	後継者である子の さんは離農していることから、農地利用が出来る親族に農地を渡したいということで、 さんに頼み、引き受けてもらうこととなりました。
1	番		分かりました。
議	長		他にございませんか。
			(質疑なし)
議	長		他に発言が無ければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第 2 号 令和 7 年度第 1 号農用地利用集積等促進計画の意見について】

議 長 次に議案第 2 号、令和 7 年度第 1 号農用地利用集積等促進計画の意見について、整理番号利 3・4 を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 5 ページをお開きください。
農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社から意見をもとめられたので、審議意見を求めます。
本計画は、昨年度までは農用地利用円滑化事業として農用地利用集積計画をお諮りしていたものが、制度改正により、農地中間管理事業として、公益財団法人北海道農業公社から、農用地利用集積等促進計画に対する意見を求められているものです。
当日配布資料の 7 ページ、8 ページに議案第 2 号資料として「地番図」を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
今月の案件は、利用権設定が 4 件になります。
土地の所在等は議案書のとおりです。
整理番号利 1・2 の前に、整理番号利 3・4 をご説明します。
整理番号利 3・4 は、報告第 2 号整理番号 5 で解約された案件について、借主を変更し、公益財団法人北海道農業公社を介して、新規に賃貸借する案件になります。
この計画要請の内容は、農用地の効率的利用や、継続的かつ安定的な農業経営を定めた、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号の各要件を満たしております。
以上、整理番号利 3・4 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議	長	これより質疑を行います。
		(質疑なし)
1	4 番	場所の確認ですが、利 3・4、これは〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇の近くの土地ですか。
事	務 局	その通りです。
1	4 番	分かりました。
議	長	他に発言がなければこれで質疑を終わります。 お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
議	長	次に、整理番号利 1・2 を議題といたします。 この案件については、議事参与の制限の規定により、4 番の退席を求めます。 暫時休憩します。(13 : 40)
		(4 番 退席)
議	長	再開します。(13 : 40) 事務局より説明願います。
事	務 局	番号が戻りまして、整理番号利 1・2 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人北海道農業公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。 この計画要請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号の各要件を満たしております。 以上、整理番号利 1・2 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。 事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 なければこれで質疑を終了します。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
4 番の退席を解きます。
暫時休憩します。(13 : 41)

(4 番 入室)

議 長 再開します。(13 : 41)

【議案第 3 号 千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告について】

議 長 次に議案第 3 号、千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告についてを議題といたします。
この案件については、議事参与の制限の規定により、17 番の退席を求めます。
暫時休憩します。(13 : 41)

(17 番 退席)

議 長 再開します (13 : 41)
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 3 号についてご説明申し上げます。
議案書 6 ページをお開きください。
千歳農業振興地域整備計画の変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、千歳市長から意見を求められたので、審議意見を求めます。

今回の変更点は、○○○○○において、新たな農家住宅建築のため、農業用施設用地からの除外を行うものと、○○○○○、○○○○○において、今後の農地利用のため、農業振興地域への編入を行うものであります。

なお、本議案が可決された場合、○○○○○については6月総会以降に、転用許可申請を行う予定となっております。

次に、議案書7ページをお開きください。当該変更計画の縦覧等について記載されております。縦覧期間について空欄となっておりますが、当委員会を含め関係団体からの意見聴取の回答後に公告手続きが開始されることから、現在、このようになっております。予定では6月中旬に縦覧開始と聞いており、縦覧期間は30日間です。

次に、議案書8ページをお開きください。土地の所在等は議案書のとおりです。

次に、議案書9ページをお開きください。土地選定の理由は議案書のとおりです。

次に、議案書10ページをお開きください。農業用施設用地から除外する手続は、当ページの丸で囲われた箇所であります。

最後に、議案書11ページ、12ページをお開きください。農業振興地域へ編入する手続は、当ページの丸で囲われた箇所であります。

以上、議案第3号について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 なければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。17番の退席を解きます。
暫時休憩します。(13:44)

(17 番 入室)

議 長 再開します。(13 : 44)

【議案第 4 号 現況証明願について】

議 長 次に、議案第 4 号、現況証明願についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 4 号について、ご説明申し上げます。
議案書 13 ページをお開きください。
現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要
領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
今月の市街化調整区域における現況証明願は整理番号 3 の 1 件で
あります。
当日配布資料の 9 ページから 11 ページに議案第 4 号資料として、
位置図・地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
現況証明願の所在地等は、議案書のとおりです。
願出地は、願出人の さんが相続により平成 26 年に取得
した土地であります。
本件は、このたび、この土地の仮登記権者が本登記をするにあた
り、地目変更登記を行いたいとして、所有者から現況証明の願出が
あったものです。
当該土地は、平成 8 年頃、仮登記権者の父親が前所有者から購入
し、板金会社の作業場を建設しております。調査の結果、願出地は
作業場及びその駐車場として利用されており、農地利用は困難と判
断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。
以上、整理番号 3 について、ご説明申し上げましたが、よろしく
ご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局から
は、以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っ
ておりますので、ご意見等をお願いします。

樋 口 委 員 5 月 15 日に、私のほか、3 番、14 番及び事務局により、整理番号
3 について現地調査を行いましたので報告します。
証明を受けようとする土地は、作業場が建てられ、その周囲は駐
車場としてアスファルト舗装されており、農地利用はありませんで

した。

本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。

私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 なければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第 5 号 令和 6 年度推進委員等の目標に対する点検・評価（案）に対する
意見について】

議 長 次に議案第 5 号、令和 6 年度推進委員等の目標に対する点検・評価（案）に対する意見についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 5 号について、ご説明申し上げます。
議案書 14 ページをお開きください。
農業委員会等に関する法律第 37 条の規定に基づき、最適化活動を行う推進委員等が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行うため、令和 6 年度推進委員等の目標に対する点検・評価（案）に対する審議意見を求めます。
議案第 5 号、議案第 6 号関連、当日配布資料 1 ページから 20 ページに議案第 5 号、別紙 22 から 25 ページに議案第 5 号・6 号資料、農林水産省通知を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

農業委員会等に関する法律第 37 条により、農業委員会は、この

最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況について公表しなければならないとされています。

このため、各委員から毎月提出いただいている活動記録簿から、当日配布資料の1ページから20ページにあります別紙様式3に転記し、2の農業委員会による点検・評価の全体としての評語は当日配付資料25ページの表に基づき加点のうえ、記載いたしました。

委員個々の活動状況を総会に付議し、委員から出た意見をこの様式に記入したうえで、それぞれの委員に通知することが求められています。

これについてご意見等がありましたら、ご発言のほど、よろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。
この議案に対する質問、ご意見等があればお受けします。

(意見なし)

議 長 それでは、特に意見がありませんでしたので、この議案については、意見なしと決定しました。

【議案第6号 令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価（案）について】

議 長 次に議案第6号、令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価（案）についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第6号についてご説明申し上げます。
議案書15ページをご覧ください。
農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行うため、令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価（案）に対する審議意見を求めます。

議案第5号、議案第6号関連、当日配布資料21ページに議案第6号、別紙様式第4号、22ページから26ページに農林水産省通知抜粋を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

先ほど、ご審議いただきました議案第5号と同様に、農業委員会

は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされており、同法第 37 条により、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。

先ほどご審議いただきました議案第 5 号では、委員個人の最適化活動に対する点検・評価でありましたが、本議案は、農業委員会としての最適化活動の点検・評価となります。右端にある 3 点検・評価結果の評語については 26 ページの表に基づき、加点の上、記載しております。

議案第 6 号資料、別紙様式 4 につきましては、総会での意見を記載する欄はありませんが、農林水産省経営局長通知により、総会に付議することが求められておりますので、お諮りするものであります。

よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

議 長 これで本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 意見がなければ、事務局からの報告をお願いします。

事務局より次の事項について、報告があった。

資料 1 令和 8 年度農林関係税制改正に関する要望 (案)

- について
- 資料 2 次期農業委員改選スケジュールについて
- 資料 3 農作物の生育状況について
- 別 紙 令和 7 年度農地パトロールについて
- 別 紙 地域計画のアンケートについて
- 別 紙 農年協だより「北こぶし」について
- 別 紙 図書目録 2025 年について
- 別 紙 北海道農業会議ラジオ番組「きょうのお天気と農家さん
への病害虫情報」について
- 口 頭 道内視察研修について
- 口 頭 6 月総会開催場所について
-

< 閉会宣言 >

議 長 これをもちまして、本総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。(14 : 01 閉会)